

# 第二次昭島市子ども読書活動推進計画

— ひとりひとりの子どもに読書の楽しみを！ —



平成24年3月

昭 島 市

はじめに

子どもは様々な情報に触れることにより、未知なものへの興味を育み、学習への意欲を醸成していきます。読書活動も情報を得るための大切な手段の一つであり、読書によって子どもは言葉を学び、知識を蓄え、心豊かな生き方を身につけることができます。

情報メディアが多岐化し、取り巻く環境が多様化している現在、ほとんどの世代で読書量が減少していることは一般的な傾向であるといえますが、子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

昭島市では、平成19年3月に「昭島市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成19年度～平成23年度）を策定し、子どもの読書習慣の定着を図り、次世代につなげる取り組みを推進し、子どもを中心に据えた読書活動の充実に取り組んでまいりました。

この推進計画の計画期間満了を迎え、「第二次昭島市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成24年度～平成28年度）を策定いたしました。

この計画により、子どもたちを取り巻く読書環境をさらに整備し、家庭、学校、地域、関係機関のおとなによるネットワークを強化して、子どもの読書活動を支援していきたいと考えております。

市民の皆様のさらなるご理解とご尽力をお願いいたします。

平成24年3月31日

昭島市長 北 川 穰 一

# 第二次昭島市子ども読書活動推進計画

— ひとりひとりの子どもに読書の楽しみを！ —

## も く じ

はじめに

第1章 基本的な考え方	3
1 第二次子ども読書活動推進計画の策定にあたって	3
2 子どもの読書活動を推進する「仕組み」づくり	3
3 子どもの発達段階に応じた読書活動へのアプローチ	6
4 子どもの読書活動の推移と現状	8
第2章 具体的な取り組み	14
1 家庭	14
2 学校	15
3 図書館	18
4 公民館	19
5 子どもとかかわりのある機関・施設	21
（1）保健センター	21
（2）幼稚園・保育園	22
（3）子ども家庭支援センター	23
（4）学童クラブ	23
（5）児童センター	23
6 地域の活動	23
（1）読み聞かせボランティア	23
第3章 計画の実現へ向けて	24
1 人材の確保と育成	24
2 子どもの読書活動への理解と促進	25
3 子どもの読書活動推進体制	25
4 財政上の措置	26
<資料1> 子どもの読書活動の推進に関する法律	27
<資料2> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱	30
<資料3> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	32
<資料4> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況	33
<用語説明>	34

## 第1章 基本的な考え方

### 1 第二次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

#### (1) 計画の目的

読書により、子どもは広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験をします。子どもは読書体験を通して、考える習慣、豊かな感性、想像力、思いやりの心などを身につけることができます。

現代社会は激しく変化しております。子どもたちはそのような変化に対応しなければなりません。読書は、自ら課題を見い出し、考え、判断し、表現できる資質や能力を育みます。

さらに、読書を通して、良い文章に触れることで文章表現力の向上なども期待することができます。

この計画は、子どもと本とを「つなぐ」読書環境の整備を進め、子どもたちが自ら本を楽しみ、読書する力を身につけて、豊かな人間としてよりよく生きていけるように、子どもの読書活動を支援し推進することを目的とします。

#### (2) 計画の位置づけ

「昭島市子ども読書活動推進計画—ひとりひとりの子どもに読書の楽しみを！—」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、子どもの読書活動の改善を図り、読書活動を推進するため、平成19年3月に平成23年度までの5年間の計画として策定し、一定の成果をあげてきました。この計画が平成23年度末をもって満了となるため、引き続き本市の子どもの読書活動推進のために、「第二次昭島市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の充実に努めていくものです。

また、「第五次昭島市総合基本計画」及び「昭島市生涯学習推進計画」との整合性を図りながら、子どもの読書活動を推進するための計画として位置づけます。

#### (3) 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

### 2 子どもの読書活動を推進する「仕組み」づくり

#### (1) 子ども、本、おとなをつなぐ読書活動

読書体験が生み出す素晴らしい世界を知らない子どもたちが増え続けています。この素晴らしい世界を子どもたちに教えるのがおとなの役割です。おとなは子どもと本とを結びつける「つなぎ役」を担い、ネットワークを構築していかなくてはなりません。それには、なによりもおとながもっと本に触れて、読書を楽しむことが必要です。このことが子どもと本とをつなぐ最も良い方法と言えます。

赤ちゃんのときからずっと絵本を見せて、読み聞かせの機会を多くもつと、親子の絆は温かく、しっかりしたものになっていきます。このように、子どもと本と親とのつながりを深めることは、子どもの心の成長に欠かすことができません。家庭こそ、子どもにとって最適の読書体験の場であり、かつ、生涯読書のスタートの場なのです。

そして、地域でも子どもと本とを結びつける活動が行われています。例えば、絵本の読み聞かせの大切さを親に伝える活動として、ブックスタート(※1)があります。乳幼児健診などのときに、赤ちゃん和本とが出会う良いきっかけづくりとなっています。

読み聞かせは、幼稚園、保育園、学校、図書館などで盛んに行われています。そして、多くの学校で取り組まれている「読書の時間」は読書習慣を身につける方法として優れていると評価されています。

読書は楽しみであり、喜びです。心がワクワクして活力が湧いてきます。この体験をすべての子どもに実感させる機会(場)を市内にたくさんつくるのが大切です。それには、家庭、学校、地域、図書館、関係機関などが、子どもと本とをつなぐネットワークをつくり、子どもの読書活動を積極的に支援し、推進していく必要があります。

## (2) 読書活動を有効に進めるためのネットワーク

読書は、子どもの旺盛な好奇心に応え、感性を高め、想像力を育みます。子どもは読書を楽しみながら、生きている喜びに満たされ、自分らしく生きていく力を身につけます。読書を通して広い世界を知り、自分自身の考え方を確かめたり高めたりします。そして、感じ取る力の豊かな、自ら考え行動できる人間へと成長していきます。

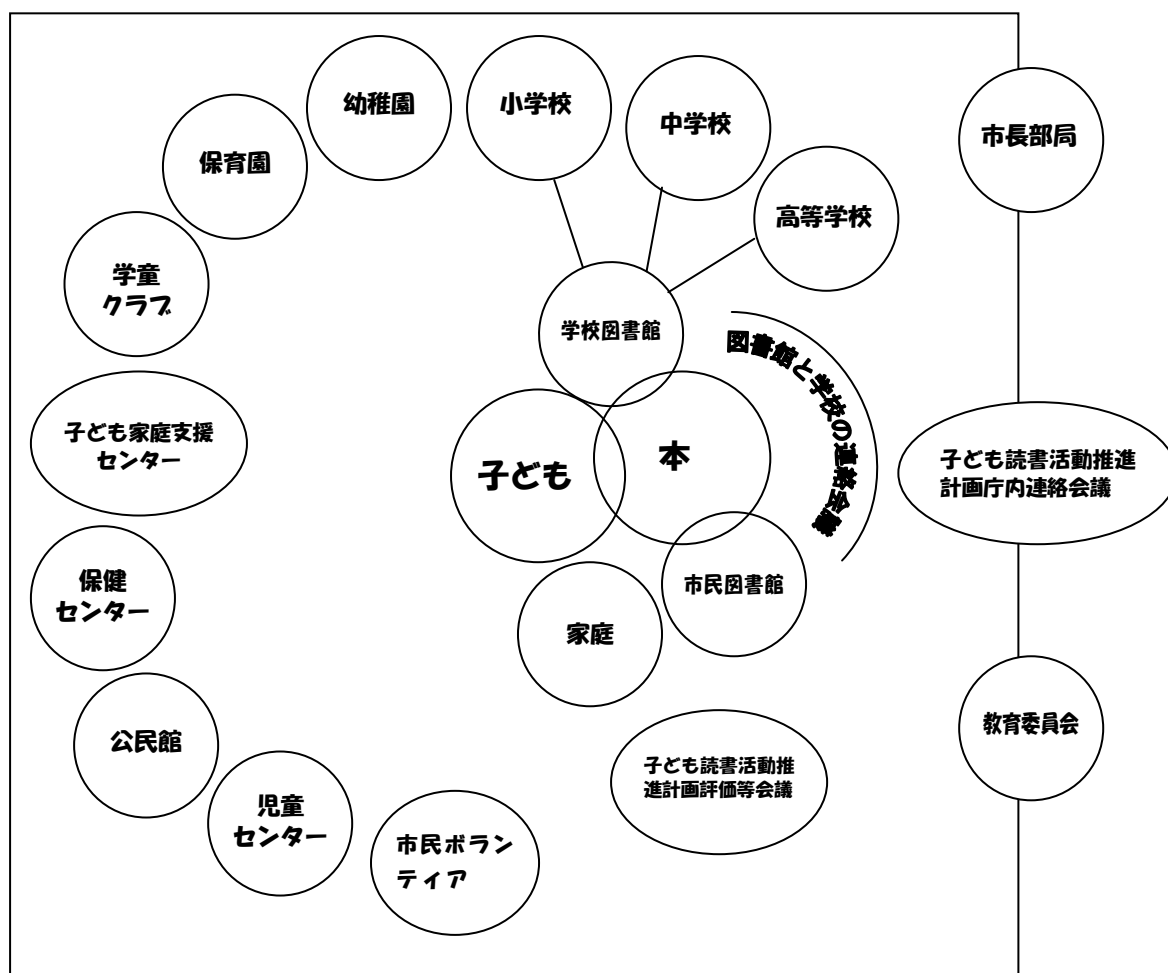
子どもたちがこれから生きていく社会では、情報化がますます進展し、ともすれば、断片的な情報を受け取るだけの姿勢になりがちです。子どもたちが読書を楽しむうちに、自分で物事を考え、判断し、表現していく力を身につけ、主体的に生きていくことが活力ある豊かな社会の形成に極めて重要です。

そのためには、子どもが自ら進んで読書をすることができるように、

読書環境を整備し、市全体をカバーするネットワークを有効に利用していく必要があります。いつでも、どこでも子どもが好きな本を読むことができるように、このネットワークを活用し、協力し合って、子どもの読書状況や読書活動を共有し、子どもに読書の楽しさや喜びを実感させることが大切です。

現在、どのようなネットワークが活用できるかを概念図として示しておきます。子どもが本に触れる機会（場）も、それぞれの分野での活動もさらに充実したものにしていくために、何を、どのように実施し展開していくのかについては、後の章で説明します。

**子ども読書活動推進ネットワーク（概念図）**



### (3) 子どもの本の情報を共有化する仕組み

子どもの読書活動を推進するためには、前段の人的・組織的ネットワークの構築とともに、一方では本に関する情報と図書館などでの所蔵状況を共有して、限られた資源を有効に活用する仕組みをつくる必要があります。様々な場で行われている読み聞かせやブックトーク(※2)などへの本の提供、学校の各学習でのテーマに適した資料の提供は学習や読書活動には欠かせない機能です。

## 3 子どもの発達段階に応じた読書活動へのアプローチ

家庭にあっては保護者や身近なおとなたちが子どもの読書活動の意義について理解するとともに、自らも読書習慣を身につけていることが大切です。学校にあっては、教職員が率先して児童生徒に読書を勧めるとともに、保護者に対しても読書の大切さを語りかけていく必要があります。

地域社会にあっては、読書活動の中核である市民図書館が子どもの読書活動を推進する拠点としての機能を十分に認識して、子どもからおとなまでを対象とした読書活動を推進していく必要があります。

### (1) 乳幼児へ

誕生から3歳頃までは外界からの刺激を強く受けて、目覚しい早さで言葉を獲得していきます。この時期に保護者はもちろん、身近にいるおとなたちが語りかけや本の読み聞かせをしてあげて、言葉による働きかけを十分にすることが大切です。絵本や読み聞かせなどにたっぷり浸る時間を家庭でつくり、本の楽しさを親子で分かち合い、本の世界へと旅立てる心豊かな家庭環境をつくる必要があります。

また、学齢期が近づくにつれ、自らの意思で本を選択する欲求も高まっていくため、保護者が子どもとともに市民図書館を利用するなど、子どもがたくさんの本と触れあう機会を増やしていくことも大切です。

### 2) 小学生へ

就学期には、学校での学習により知識を蓄え、本に親しみ、読書習慣を身につけることによって、心を豊かにし社会で生きていくための礎を築いていきます。

また、音読は声を出して本を読むことにより、日本語の美しさに触れ、

情緒を育み、読書への意欲を高める効果があるといわれています。引き続き読み聞かせを中心に様々な手法を取り入れて児童への読書の働きかけをしていきます。

この時期からは学校図書館や市民図書館を自ら進んで利用する習慣を身につける環境づくりが必要です。

### (3) 中学生へ

小学生で身につけた読書習慣をさらに発展させていくことが大切なのがこの時期です。「黙読による読書」を通じて、読書の楽しさを多く体験し、主体的な読書へと成長していく必要があります。同時に社会で生きていくためには課題を自力で解決する方法を身につける学習も重要です。学校の授業とともに、学校図書館や市民図書館の上手な利用方法も知る必要があります。

### (4) 高校生など（概ね18歳まで）へ

この時期は自分ではおとなと想っていても、社会がまだおとなと認めしてくれない世代です。十代後半は知識も豊富になり自我も発達し、十分におとなの読書が楽しめる年代です。引き続き「黙読による読書」の継続を図りながら、読書を通じて得た知識や体験を創作という形で社会に発表することも十分にできます。そのような機会を与えることも大切です。



#### 4 子どもの読書活動の推移と現状

##### (1) 児童図書蔵書数

(単位：冊)

年度	市民 図書館	昭 和 分 館	緑分館	つつじが 丘 分 室	やまのか み 分 室	移 動 図 書 館	外 部 書 庫	合 計	
22年度末	41,598	13,462	15,131	10,003	8,831	5,242	9,106	103,373	
18年度末	36,255	12,259	12,880	8,436	6,648	4,056	10,134	90,668	
増 減	冊 数	5,343	1,203	2,251	1,567	2,183	1,186	△1,028	12,705
	率(%)	14.7	9.8	17.5	18.6	32.8	29.2	△10.1	14.0

##### (2) 館別・年齢別登録者数（18歳以下）

(単位：人)

年 度	年 齢 層 区 分	市 民 図 書 館	昭 和 分 館	緑分館	つつじが 丘 分 室	やまのか み 分 室	移 動 図 書 館	合 計
22 年 度 末	0～6歳(学齢前)	7	0	0	4	1	18	30
	7～12歳(小学生)	3,986	194	384	202	94	76	4,936
	13～15歳(中学生)	928	99	124	107	36	57	1,351
	16～18歳	537	111	128	98	29	48	951
	合 計	5,458	404	636	411	160	199	7,268
18 年 度 末	0～6歳(学齢前)	6	2	0	5	0	21	34
	7～12歳(小学生)	3,467	310	401	308	101	235	4,822
	13～15歳(中学生)	856	156	256	161	52	124	1,605
	16～18歳	681	115	168	110	20	64	1,158
	合 計	5,010	583	825	584	173	444	7,619
増 減	0～6歳(学齢前)	1	△2	0	△1	1	△3	△4
	7～12歳(小学生)	519	△116	△17	△106	△7	△159	114
	13～15歳(中学生)	72	△57	△132	△54	△16	△67	△254
	16～18歳	△144	△4	△40	△12	9	△16	△207
	合 計	人 数	448	△179	△189	△173	△13	△245
率(%)		8.9	△30.7	△22.9	△29.6	△7.5	△55.2	△4.6

(3) 館別・年齢別貸出冊数 (18歳以下)

(単位：冊)

年度	年齢層区分	市民図書館	昭和分館	緑分館	つつじが丘分室	やまのかみ分室	移動図書館	合計
22年度末	0～6歳(学齢前)	2,563	798	1,242	433	501	795	6,330
	7～12歳(小学生)	36,871	10,213	13,672	6,319	6,755	2,495	76,325
	13～15歳(中学生)	9,258	1,009	1,092	198	238	9	11,804
	16～18歳	5,276	505	1,058	140	145	7	7,131
	合計	53,968	12,523	17,064	7,090	7,639	3,306	101,590

(4) 児童図書貸出冊数

(単位：冊)

年度	市民図書館	昭和分館	緑分館	つつじが丘分室	やまのかみ分室	移動図書館	合計	
22年度末	107,803	33,928	29,546	18,972	11,926	7,034	209,209	
18年度末	88,888	22,994	27,422	14,642	9,327	6,830	170,103	
増減	冊数	18,915	10,934	2,124	4,330	2,599	204	39,106
	率(%)	21.3	47.6	7.7	29.6	27.9	3.0	23.0

(5) 子ども読書活動推進事業 (平成22年度)

ア 夏休み科学あそび

開催日時	平成22年7月29日(木) 午前10時～正午
開催場所	公民館 学習会議室
内容	楽しい科学工作や科学絵本の読み聞かせ
講師	代田 みち子 氏
参加者数	小学生 31人

イ あきしま語りのまつり（あきしまおはなし合同発表会）

開催日時	平成 22 年 9 月 17 日（金） 午前 10 時～正午（午前の部） 午後 1 時 30 分～2 時 30 分（午後の部） 18 日（土） 午前 10 時～11 時
開催場所	公民館 第 1 会議室
内 容	お話ボランティア 7 団体による合同の語りの実演
参加者数	合計 70 人（9 月 17 日 午前：23 名、午後：27 名、・18 日：20 名）

ウ 読み聞かせボランティア講座

開催日時	平成 22 年 10 月 13 日（水）・20 日（水） 午前 10 時～正午
開催場所	公民館 集会室
内 容	読み聞かせボランティアとして活動するためのプログラムの立て方、本の選び方、読み方などの研修
講 師	原口 なおみ 氏
参加者数	合計 52 人（13 日：24 人・20 日：28 人）

エ 国民読書年記念講演会

開催日時	平成 22 年 11 月 7 日（日） 午後 1 時～3 時
開催場所	公民館 学習会議室
内 容	墨絵を描く精神や楽しさを伝える講演と墨絵描写実演
講 師	本多 豊國 氏
参加者数	16 人

### オ 乳幼児向けおはなし会講座

開催日時	平成 22 年 12 月 3 日（金） 午前 10 時～正午
開催場所	武蔵野会館 集会室
内 容	図書館のおはなし会を行っているボランティアを対象に「乳幼児向けおはなし会」など、ボランティア活動を充実させるための研修
講 師	木村 はるみ 氏
参加者数	33 人

### カ 親のための読み聞かせ講座

開催日時	平成 23 年 1 月 20 日（木） 午前 10 時～正午
開催場所	公民館 集会室
内 容	乳幼児をもったばかりの保護者に、絵本の選び方、読み方など絵本の必要性や言葉の大切さを伝える講演
講 師	山崎 翠 氏
参加者数	28 人（保育数 11 人）

### キ おはなし会

本に親しみをもってもらうため、幼児、児童を対象に読み聞かせや紙芝居などによる「おはなし会」を行っています。

平成 22 年度

	実 施 日	実施回数	参加者数	平均参加者数
市 民 図 書 館	毎週水曜日 午後 3 時から	48 回	607 人	13 人
昭 和 分 館	第 1・3 水曜日 午後 3 時 30 分から	34 回	295 人	9 人
	第 4 金曜日 午前 11 時から			
緑 分 館	第 3 水曜日 午後 3 時 30 分から	12 回	309 人	26 人
つつじが丘分室	第 2 金曜日 午前 11 時から	23 回	332 人	14 人
	第 3 土曜日 午後 2 時から			
やまのかみ分室	第 2 水曜日 午後 3 時 30 分から	12 回	110 人	9 人
合 計		129 回	1,653 人	13 人

平成 18 年度

	実 施 日	実施回数	参加者数	平均参加者数
市 民 図 書 館	毎週水曜日 午後 3 時から	47 回	892 人	19 人
昭 和 分 館	第 1・3 水曜日 午後 3 時 30 分から	19 回	148 人	8 人
緑 分 館	第 2 水曜日 午後 3 時 30 分から	11 回	131 人	12 人
つつじが丘分室	第 2 金曜日 午前 11 時から	24 回	533 人	22 人
	第 3 土曜日 午後 2 時から			
やまのかみ分室	第 2 木曜日 午後 3 時 30 分から	12 回	227 人	19 人
合 計		113 回	1,931 人	17 人

## ク 派遣事業

市内の小学校などを訪問して図書館の紹介やブックトークなどを行い、図書館の利用方法や本に親しむことの楽しさを伝えています。

派遣日	派遣先
平成22年4月13日(火)	共成小学校 図書室
平成22年6月15日(火)	中神小学校 1年生
平成22年6月17日(木)	中神小学校 3年生
平成22年6月18日(金)	中神小学校 2年生
平成22年9月28日(火)	拝島第四小学校 3年生
平成22年10月14日(木)	中神小学校 4年生
平成22年10月19日(火)	中神小学校 5年生
平成22年10月21日(木)	中神小学校 6年生

### (6) 図書館施設見学

#### 平成22年度

施設名	見学日	学校数	見学者数
市民図書館	平成22年6月8日(火)～22年12月2日(木)	11校	690人
緑分館	平成22年6月10日(木)～22年11月26日(金)	2校	168人
やまのかみ分室	平成22年6月8日(火)	1校	11人
合計	14回	14校	869人

#### 平成18年度

施設名	見学日	学校数	見学者数
市民図書館	平成18年6月8日(木)～19年1月26日(金)	10校	409人
緑分館	平成18年6月22日(木)～18年7月19日(水)	2校	149人
つつじが丘分室	平成18年6月21日(水)～18年10月31日(火)	2校	42人
やまのかみ分室	平成18年6月20日(火)	1校	26人
合計	15回	15校	626人

## (7) 児童センターおはなし会

### 平成22年度

事業名	内容	実施回数	参加者数
乳幼児のおはなしかい あかさたな	絵本、紙芝居の読み聞かせ	9回	293人
きつつきさんのお はなし会	絵本、紙芝居の読み聞かせ・絵本の紹介	11回	276人
合計		20回	569人

### 平成18年度

事業名	内容	実施回数	参加者数
もぐもぐのお話し会	ストーリーテリング(※3)・読み聞かせ	12回	160人

## 第2章 具体的な取り組み

### 1 家庭

家庭は子どもたちにとって最初に本や読書に出会う場です。子どもは日常の生活のなかで読書に興味をもつようになるため、最も影響を与えるのが家庭であると言えます。したがって、家庭では子どもが本に親しむ環境づくりに心がけることが望まれます。乳幼児は、親や家族から温もりのある肉声で、絵本の読み聞かせを聞くことで、絵本に親しみをもつようになり、やがてたくさんのお話と接することができるでしょう。

家庭の中に本がいつもあり、家族が読書を楽しむ姿を見ているうちに、子どもは本に興味をもち、絵本を見る習慣から本を読む習慣へと成長していきます。さらに、家族で、地域の図書館や児童館などを利用して、好きな本の貸出を受け、おはなし会へ参加することでも、読書に親しむ環境をつくることができます。図書館には、絵本や児童書の推薦本やリストがたくさんありますから、それらを手がかりに家族の読書計画を立てるのも良いでしょう。こうして、家庭から子どもの読書環境を整え、学校や地域で

行われている読書活動とかかわりをもつことで、子どもは自主的に読書をするおとなへと成長していくでしょう。

家庭での読書について、気をつける点をあげておきます。

- (1) テレビ・ビデオなどに頼らず、家族の生の声で絵本を読み聞かせ、ストーリーテリングやわらべ歌なども子どもと一緒に楽しみましょう。
- (2) 家族で本に親しみ、いつも子どもの手の届くところに本があるようにする工夫をしましょう。
- (3) 地域の図書館、児童館、文庫などを利用することで、子どもに良い本を効果的に与えるよう工夫をしましょう。
- (4) 本についての話題を家族で話し合うことで、読書に対する興味を引き出す家庭環境をつくりましょう。

## 2 学校

学校図書館は、読書活動を充実させる読書センターとしての機能と学習・情報センターの機能の2つを併せもつことにより、教育課程の展開に寄与するとともに、児童・生徒の健全な教養を育成するために設置されています。

学校における読書活動は、児童・生徒が読書を行い、これらを通して様々な情報を収集して思考力を高め、表現力を育て、情緒を豊かにするなど、すべての教科学習の基礎となる言語力の育成の一端を担っています。

### (1) 小学校・中学校

#### ア 小学校の現状

「学校図書館の現状に関する調査」（平成22年度文部科学省）によると、小学校の学校図書館が備えるべき蔵書数は概ね充足されていますが、蔵書数、蔵書内容ともに、さらなる充実が求められています。

蔵書のデータベース化については、平成23年度に終了し、全ての学校でパソコンによる貸出業務や蔵書検索が実施されています。

読書活動推進のための取り組みは各校で実施され、「読み聞かせ」や「ブックトーク」のほか、推薦図書や必読書を定め、児童集会で図書委員会が読書の楽しさについて発表するなど、独自の取り組みが積極的に行われています。

保護者等によるボランティアも多くの学校で活動しています。図書



の貸出業務のほか、学校図書館の整備・読み聞かせ等の活動が活発に行われ、充実した取り組みが行われています。

## イ 中学校の現状

「学校図書館の現状に関する調査」（平成22年度文部科学省）によると、中学校の学校図書館が備えるべき蔵書数は、多くの学校で学校図書館図書標準を達成しておらず、早急な蔵書数の充実が必要です。

なお、蔵書のデータベース化については、小学校と同様に平成23年度に終了し、全ての学校でパソコンによる貸出業務や蔵書検索が実施されています。

読書活動の充実及び学校図書館の有効活用に向けての取り組みは活発に行われており、特に全校一斉の朝読書(※4)などの読書活動は多くの学校で実施されています。また、保護者や地域の方が図書の貸出業務のほか、書架の見出しを付けたり、掲示を工夫したり、図書ボランティアとして学校図書館運営の支援を行っています。

## ウ 具体的な施策

学習指導要領に基づき、主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させることをめざして学校図書館を整備し、その活用を教育課程に位置づけ、児童・生徒が学校生活の中で読書に親しみ、調べ学習を効果的に進めることができる環境を整えていきます。

### (ア) 読書活動の推進

- ・ 朝の読書、読書月間などにより児童・生徒が読書する時間の確保に努め、読書の習慣化を図ります。
- ・ 児童・生徒自身による読書活動の活性化を図ります。
- ・ 図書委員会の活動を通して読書活動の楽しさを児童・生徒に広く伝えます。
- ・ 保護者会や「学校だより」などで読書活動の必要性を啓発し、家庭においても子どもが本に親しむ機会をつくるように働きかけます。
- ・ 身近に本を手にするができるよう、市民図書館からの団体貸出を積極的に活用するとともに、図書資料を集め、読書活動を活性化します。
- ・ 読み聞かせやブックトークなどの読書活動を市民ボランティアなどの支援・協力を得て行っていきます。

### (イ) 学校図書館の充実

- ・ 児童・生徒の発達段階に応じて適切な図書資料の蔵書数を確保し、内容の充実を図ります。
- ・ 児童・生徒が学校図書館に来て、楽しく、静かに読書ができる場所になるようにします。
- ・ 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間(※5)における学校図書館の利用を推進します。
- ・ 学校間、学校と公共図書館の間で図書資料が移動できるよう物流体制を整備します。
- ・ 学校図書館の整備、装飾、貸出などの業務について、地域、保護者のボランティア活動を活性化し、地域の人々に支えられた学校図書館づくりに努めます。

### (ウ) 教職員の共通理解と読書活動、調べ学習の研修

- ・ 教職員が読書活動の推進方策や学校図書館の活用についての共通理解をもち、読書活動や調べ学習を推進するための研修の機会をつくります。
- ・ 学校図書館担当の教職員を対象とした研修の機会をつくります。

## (2) 高等学校

高校生活はおとなへと成長していく手前の大切な時期です。この時期にしっかりした読書習慣を確立することは考える力を養い、人生を豊かなものにし、生涯にわたって読書活動を続けていく基盤をつくります。高等学校においても引き続き読書の時間を確保し、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の確立を促す取り組みが必要です。

また、東京都の計画にあるように、子どもは自ら本を読んであげたり、読んでもらったりする体験や読書に関する異なる年齢の子どもとのかかわりを通して、読書の楽しさを味わうことができます。例えば、高校生が幼稚園や保育園、小学校や中学校などでボランティア活動として異年齢の子どもと触れ合い、読み聞かせや図書の紹介を行うことが考えられます。この活動は子ども同士の相互交流の中で自らの生き方や読書活動を振り返りながら読書意欲を高めることができます。

市民図書館は市内の中学校、高等学校の協力を得て、高校生による実行委員会方式で「中学高校生の読書フォーラム」を開催しています。この事業は高校生の交流の場となるとともに、読書について語り合うことで自らの読書活動を振り返り、読書意欲を高める場ともなってい

ます。

高等学校図書館は教職員、生徒のために特色ある活動を行い、蔵書数も多くあります。今後、司書教諭や学校図書館担当職員を通じて、市民図書館との連携が求められます。

### (3) 学校図書館支援センター

学校図書館は、児童・生徒の豊かな心を育成する「読書センター機能」と児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター機能」とをもっています。司書教諭(※6)は、学校図書館の機能を活用し、読書活動や教育活動の中心的な役割を担っていますが、現状では兼務であるなどのため十分にその役割を果たせない状況にあります。そこで、文部科学省においても学校図書館の機能強化が急務であるとして「学校図書館支援センター」の推進事業を進めています。

本市においても学校図書館を支援している図書館ボランティアを活用して、各学校図書館の充実を図っています。

## 3 図書館

市民図書館は、日々の生活のなかで乳幼児から高齢者までが気軽に立ち寄って利用することのできる社会教育施設です。特に子どもの読書活動を推進していく立場から、子どもと本との出会いの場を保障していくことは重要です。この活動は、図書館だけではなく、多くの団体や個人の協力を得て行われなくてはなりません。

現在、市民図書館では「子ども読書活動推進事業」を運営方針の柱にすえて、子どもが読書への関心を高めるため図書館ボランティアの協力を得て、定期的におはなし会を開催しているほかに「夏休み科学あそび」や「中学高校生の読書フォーラム」を実施しています。

また、子どもの読書に関心のある市民を対象に読み聞かせなどの講座を開催し、おはなしボランティアの育成や組織化などにも取り組んでいます。

### (1) 乳幼児を対象にした取り組みの実施

ア 乳幼児と保護者などに対して、絵本の楽しさや読書の必要性を紹介する事業を行っていきます。

イ 絵本や語りの楽しさを幼児に伝えるためおはなし会を行っています。今後は内容などをより充実させていきます。また、定例のおはなし会とは別に子どもたちの楽しめる事業を行っています。

## (2) 児童を対象にした取り組みの実施

毎日多くの児童が図書館を訪れます。しかし、図書館に来る機会のない児童もいます。このような児童に対し、市民図書館とボランティアとの協働により、学校や市内施設を訪問しての読み聞かせ活動などを充実させていきます。

## (3) 中学生、高校生を対象にした取り組みの実施

読書離れや図書館離れが進んでいるといわれる中学生、高校生の世代に対するサービスを充実するため、ティーンズコーナーの図書の実質を図ります。また、現在行っている「中学高校生の読書フォーラム」を引き続き実施していきます。

## (4) 図書館活動強化への取り組みの実施

ア 子どもの読書活動の推進に重要な役割を果たす児童サービスに精通した司書の配置を進めます。また、児童サービスを中心に各種事業を推進します。

イ 子どもの読書活動を推進するボランティアとの連携・協力を強化します。

ウ 児童サービス担当職員の研修を実施し、その資質の向上に努めます。同時に、図書館事業に携わるボランティアの研修も行います。

エ 子ども向けのブックリストの作成、定期的な児童刊行物の発行などを実施します。さらに、子ども向け図書館ホームページを開設し、子ども向け利用案内も充実させていきます。

## 4 公民館

公民館は、市民が学習文化活動を行う場所です。公民館では、講座等に

参加するおとなたち、親の活動のために一緒に公民館に来て保育室で過ごす子どもたち、地域活動のための学習を目的とする人たち、遊びに立ち寄る親子やグループなど様々な人たちが見られます。

公民館は、そうした市民がつどい交流する場で、本や読書に関する課題を取りあげた事業や、直接子どもを対象とした保育室事業などを通して、子ども読書活動推進の一役を担っていきます。

### **(1) 親・おとなを対象にした講座等の事業の実施**

家庭や地域社会に子どもたちの読書環境をつくっていくうえで、親やおとなが、子どもと本とのかかわりについて理解し、本を読むことの楽しさや面白さ、本から生きる力や考える力が得られることの素晴らしさなどを体感することは、とても大切なことです。そうしたことを本や読書をテーマにした講座を通して学びます。

### **(2) 乳幼児を対象にした取り組みの実施**

#### **ア 公民館保育室**

親が学習文化活動を行っている間、子どもたちは保育室で仲間と共に過ごし、自分で絵本を読んだり、保育者からの読み聞かせや紙芝居などを体験したりします。こうした活動をさらに進めていくとともに、保育室の中に常設されている絵本や紙芝居の充実など、よりよい読書環境づくりを行っていきます。

#### **イ 保育室での読み聞かせ事業**

保育室を会場として、乳幼児を対象に、定期的に読み聞かせを行います。

#### **ウ 親、おとなと子どものつどいの実施**

保育室を利用している乳幼児を中心に、まだ利用していない子どもたちも含めて、親、おとなと子どもと一緒に読み聞かせや紙芝居などを楽しみながらさらに広く交流する機会としてのつどいを行います。

### **(3) 地域活動者への学習機会の支援**

地域での読み聞かせなど読書活動に関わる人たちに対して、市民図書館等他機関と連携しながら、学習の機会を設けるなど、読書活動ボランティアの支援を行い、さらなる読書活動の推進を図ります。

## 5 子どもとかかわりのある機関・施設

### (1) 保健センター

保健センターでは、平成15年3月に母子保健計画の改訂を行い、「安心して産み育てられるまち昭島」を理念に掲げ、健全な心の育成を視野に入れた健診体制の整備と育児不安の軽減など、地域ぐるみで安心して産み育てられる、きめ細やかな環境づくりなどに取り組んでいます。すべての子どもがその子らしい発達や成長をとげ、豊かな心を育むよう支援していきます。読書活動はこれらの目標達成の一翼を担うものとして期待できるので、可能な限り取り入れていきます。

#### ア 健康診査などでの取り組み

現在、3歳児健康診査の集団指導に、紙芝居やエプロンシアター(※7)を取り入れていきます。また、多くの親子が集まる他の機会にも、絵本の読み聞かせや紹介なども取り入れ、親子のふれあいのきっかけづくりを促すような取り組みをしていきます。

乳幼児向け図書コーナーは、待合ロビーに常設しています。

#### イ ボランティアの協力による取り組み

平成20年よりボランティアによるわらべうたとおはなしの会を実施しています。3～4か月児健診来所時に、ちらしを配付して多くの親子に周知を図り、子育ての不安をやわらげ楽しい交流の場を提供していきます。

#### ウ 教室などにおける取り組み

幼児対象のフォロー教室や2歳児すこやか教室などで、保育士が紙芝居・おはなし・読み聞かせなどを随時取り入れていきます。さらに今後は市民図書館等と連携し、絵本などの紹介にも取り組んでいきます。

#### エ その他

市民図書館などと連携し、保護者と赤ちゃんとおはなしの出会いが促進されるようなかかわりを心がけ、親子の健全な心の育成を支援していきます。乳幼児のいる多くの家庭で、絵本の読み聞かせの習慣がつくことを目標に取り組んでいきます。

## (2) 幼稚園・保育園

幼稚園・保育園（保育所）では、絵本や紙芝居などは欠かせないものです。乳幼児の成長・発達を配慮し、ひとりひとり好きな絵本を選び絵本との出会いに喜びを知り、絵本に興味・関心が生まれるように環境を整えます。

### ア 絵本の読み聞かせ、手遊び、パネルシアター(※8)、エプロンシアター、ペープサート(※9)、紙芝居など活動の実施

これらの活動は、子どもの想像力を豊かにし、言葉への興味を抱かせ、「ごっこ遊び」にもつながりを持ち、心の成長に大切な役割を果たしています。特に、読み聞かせはおとなと子どもの心を温かくするものであり、ものごとを考える時に必要な言葉の発達を促し、考える力を育むのに役立ちます。

### イ わらべ歌・子守歌・素話(※3)などの実施

わらべ歌や子守歌は、言葉のもつ心地よさを育て、子どもの感情を豊かにします。素話は、言葉による表現力を豊かにします。日々の生活のなかで優しい言葉を共有し、対話する楽しさを味わうように、歌や素話を行います。

### ウ 保護者への働きかけの実施

読書週間や子ども読書の日などに行われる行事、講座・講演会等で読書に関する情報を年間を通して保護者へ提供します。

### エ 地域の子どもの読書活動への支援

各園の状況に応じて、地域で生活する子どもたちにも絵本の読み聞かせの実施や読書の機会を提供し、地域の読書活動への支援をします。

### オ 図書コーナー・絵本コーナーの充実

子どもたちが本と自由に触れ合うことができるように、各園にある図書コーナー、絵本コーナーの充実を図ります。これらコーナーは、成長・発達段階に応じた読書ができるように、整備するとともに蔵書数を増やします。保護者向けに育児本なども所蔵します。

### (3) 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターでは、火曜日から金曜日までの毎日、少しの時間を使って手遊びなどを取り入れた「おたのしみ」の時間を設けています。対象年齢は0歳から3歳の乳幼児です。わかりやすく導入することが大切ですので、取り組みやすい大型絵本の読み聞かせや絵本にもある『おおきなかぶ』や『三びきのやぎのがらがらどん』のエプロンシアターやパネルシアターを使って楽しんでもらっています。また、育児講座では「絵本について」というタイトルで、絵本を介しての親子のかかわり方、月齢に合った絵本選びについて学び、絵本の良さを知り、年齢にあわせて子どもの心に届くような言葉で読み聞かせをすることで、親子で絵本を身近に感じられるような、子どもの読書環境づくりに取り組んでいます。

### (4) 学童クラブ

学童クラブでは、子どもに身近な指導員をはじめ、ボランティアによる絵本や児童書の読み聞かせを行い、子どもたちが読書に親しむ機会を積極的に提供します。また、図書館のブックリストなど、豊富な読書情報を子どもたちに提供し、子どもたちが自主的に読書に取り組むための手助けをします。

### (5) 児童センター

児童センターには、子どもたちがいつでも自由に本に親しめる場として図書室があります。0歳から18歳までを対象とした蔵書が約3,500冊あり、気軽に利用できます。

また、子どもが読書に親しむ契機となることを期待し、定期的にボランティアによるストーリーテリングや絵本の読み聞かせなどの事業が行われています。今後も、蔵書の充実やボランティアの協力により読書活動の推進に努めていきます。

## 6 地域の活動

### (1) 読み聞かせボランティア

地域において読み聞かせ活動をしている市民やボランティアは、子どもの読書活動を推進するうえで、大きな力を発揮します。現在、市内では多くのボランティアが、学校、図書館、公民館などを拠点にしながら、



おはなし会や語りの会などの様々な活動を活発に展開しています。今後、子どもの読書活動の推進に欠くことのできない存在として、ボランティアの活動を市・学校・図書館・公民館が支援するとともに、ボランティア同士も連携と協働を強めていく必要があります。

### 第3章 計画の実現へ向けて

#### 1 人材の確保と育成

##### (1) 司書・司書教諭の配置

市民図書館に配置される司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択、収集、提供から子どもに対する読書の案内、相談や行事の企画、立案、実施など、子どもの読書活動全般に対する見識と技術が求められる重要な職務についています。その役割の重要性を認識して、児童サービス担当司書の適正な配置をします。

司書教諭は、学校図書館資料の選択、収集、提供から子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営、子どもの図書館利用の促進について、中核的な役割を果たす重要な位置にいる教諭です。司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるように、教職員の協力体制や校務分掌上の配慮をするなど、読書環境の整備を図る必要があります。

##### (2) 子どもの読書活動にかかわる職員などの研修

子どもの読書活動を推進するためには、関係する職員などが子どもの発達段階の特徴を理解し、子どもの本についての幅広い知識を持ち、子どもと本との出会いをつくり出すことに優れた能力を発揮することが求められます。市民図書館と学校とは、子どもの読書活動の中核として連携・協力しながら、他の職域も視野に入れて、積極的に研修機会を創出していく必要があります。

##### (3) ボランティアとその育成

子どもの読書活動は、図書館の職員をはじめ幼稚園、保育園、学校などの職員による活動だけではなく、読み聞かせ活動などを行っている市民やボランティアによっても支えられています。そこに参加する市民は年々多くなってきています。多くの市民がボランティア活動に気軽に参

加でき、より活発に継続的に活動するために、子どもの本に関する知識や読み聞かせなどの技術を身につける研修や相互に交流できる場の確保を図書館、公民館が中心となって取り組んでいきます。

## 2 子どもの読書活動への理解と促進

### (1) 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

子どもが本と出会い、読書に親しむための読書環境を整えるためには、市民全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。そのためには子どもの読書活動に関する情報がいつでもどこでも利用できることが大切です。読書活動にかかわる団体などの取り組み状況の情報を収集し地域ネットワークで共有を図りながらインターネットなどを利用して、市民へ情報提供することによって、子どもの読書活動が全市的に促進されるようにしていく必要があります。

### (2) 「子ども読書の日」などにおける行事の実施

4月23日は「子ども読書の日」です。この日は子どもの読書活動の推進に関する法律のなかで、「国民間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められました。同様の趣旨で行われている「こどもの読書週間（4月23日から5月12日まで）」や国民全体に読書を進める運動である「読書週間（10月27日から11月9日）」を中心として、学校、地域の関係機関などの連携や協力のもとに、子どもの読書活動に関する事業をそれぞれの場で実施します。

## 3 子どもの読書活動推進体制

### (1) 子ども読書活動推進計画評価等会議

全市的に子どもの読書活動を確実に推進していくためには、子どもを取り巻くすべてのおとな（団体・個人）が連携して計画の実施に取り組み、定期的実施の状況を検証し、評価していく必要があります。平成21年7月に「子ども読書活動推進計画評価等会議」を設置し、開催しました。この会議を定期的開催し、計画の進捗状況を把握していきます。

## (2) 子ども読書活動推進計画庁内連絡会議

子どもの読書活動にかかわりのある市役所内の各部課が連携しながら、推進計画の進捗状況を把握していくために、平成21年7月に「子ども読書活動推進計画庁内連絡会議」を設置しました。この会議を活用し推進計画の進捗状況を把握していきます。

## (3) 図書館と学校（学校図書館）との連絡会議

子どもの読書活動を中核となって推進している市民図書館と学校図書館とは、協力しながら、資料の相互提供や子どもの読書活動への取り組みについて、日常的な情報交換と相互理解を図り、子どもの読書活動を進めていく必要があります。現在、月1回、小学校教育研究会学校図書館部会に図書館職員が出席していますが、「図書館と学校（学校図書館）との連絡会議」の設置に努めます。

## 4 財政上の措置

本計画に掲げられた各種の施策を実現していくために、昭島市、関係機関、団体などの役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるように努めていく必要があります。また、国及び東京都に対して積極的に働きかけを行い、可能な限りの財政上の措置を講ずるように求めています。

<資料1> 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。  
（都道府県子ども読書推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

<資料 2> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、昭島市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育長に報告する。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究に必要な事項
- (2) 計画についての審議及び策定に関する事項
- (3) その他計画の策定に当たって必要となる事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 昭島市民図書館協議会委員 1人
- (2) 学校教育関係者 2人以内
- (3) 社会教育関係者 1人
- (4) 幼稚園関係者 1人
- (5) 子育て支援関係者 1人
- (6) 子ども読書活動関係者 1人
- (7) 学識経験者 1人
- (8) 公募市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による教育長への報告を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外のものに会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部市民図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。



<資料3> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

平成23年10月27日就任

氏名	選出区分
北條 覚	昭島市民図書館協議会
真如むつ子	昭島市公立小学校長会（拝島第三小学校長）
糸 洋	昭島市公立中学校長会（福島中学校長）
植田 珠枝	昭島市公民館運営審議会
常木 浩史	昭島市私立幼稚園協会（昭島台幼稚園理事長）
上林 唱子	昭島市保育園長会（つつじが丘保育園長）
石井 文子	子ども読書活動関係者（学校図書館ボランティア）
本多 豊國	学識経験者（墨絵画家 日本画家）
中島 悦子	公募市民委員
杉原 厚子	公募市民委員

任期 平成23年10月27日から平成24年3月31日まで

<資料4> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	平成23年10月27日(木)	委嘱状の交付、委員・職員紹介 正副委員長の選任について 委員会審議の進め方について 昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討委員 会の計画(素案)について報告 内容審議(第1章1～3)
第2回	平成23年11月10日(木)	内容審議(第1章1～3の見直し) 内容審議(第1章4～第2章2)
第3回	平成23年12月1日(火)	内容審議(第1章～第2章2の見直し) 内容審議(第2章3～第3章)
	平成24年1月11日(水) ～平成24年2月10日(金)	パブリックコメントの募集
第4回	平成24年2月29日(水)	パブリックコメントの集約 第二次昭島市子ども読書活動推進計画(成案)

## <<用語説明>>

### 1 ブックスタート

乳幼児健診等の際、親子に対して絵本の読み聞かせなどを実演して、赤ちゃんが絵本に親しむことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本セットなどを手渡す事業。1992年にイギリスのバーミンガムで始められた読書運動のひとつで、日本に紹介され広まりつつある。

### 2 ブックトーク

学校などで子どもたちに読書への関心を引くために行う本の紹介活動。ある特定のテーマを決めて、そのテーマに関する本をいろいろの分野から複数冊を用意して、子どもたちが興味をそそるように文脈をつくり、あらすじを紹介したり、一部を朗読したりして、順番に紹介していく。

### 3 ストーリーテリング (素話<sup>すばなし</sup>)

昔話などのものがたりを覚えて、子どもたちを前にして語ることで、児童図書館、学校、文庫などで行われている。読むことのできない子どもでも物語を楽しむことができるので、読書への誘いとして用いられる。「素話」ともいう。

### 4 朝読書

「朝の10分間読書運動」のことで、朝の始業時に10分間程度、全校の児童生徒教職員が一齐に黙読を行う活動。朝の読書推進協議会では、①みんなでやる ②毎日やる ③好きな本でよい ④ただ読むだけを「朝の読書4原則」としている。

### 5 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、社会や自然について体験的に学習することや問題の解決を児童生徒が自ら考え主体的に判断しまとめていく活動で、総合的なものの見方や考え方を育むことを狙いとする学習活動である。

### 6 司書教諭

学校図書館法により位置づけられた教諭で、司書教諭課程の科目を履修すると資格が付与される。学校図書館の管理運営、読書計画、図書を選定、活用の工夫などその役割は多岐に渡っている。平成15年度から12学級以上の学校においては司書教諭が必置となった。

## 7 エプロンシアター

エプロンを舞台に見立てて、人や動物の人形をつくり、マジックテープやポケットを利用して、物語をエプロンの上で展開する人形劇の一形態。

## 8 パネルシアター

パネル布などをベニヤ板に張って舞台を作り、その上で人形や風景などを動かして、物語を展開する人形劇の一形態。

## 9 ペープサート

割り箸などを支えにして厚紙で作った、人や動物の裏表とも表情が異なる人形を使って演じる人形劇の一形態。

表紙のイラストは、昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会委員の本多豊國氏の作です。

### 第二次昭島市子ども読書活動推進計画

発行年月 平成24年3月

編集・発行 昭島市 生涯学習部市民図書館

〒196-0033 東京都昭島市東町2丁目6番33号

電話 042-543-1523